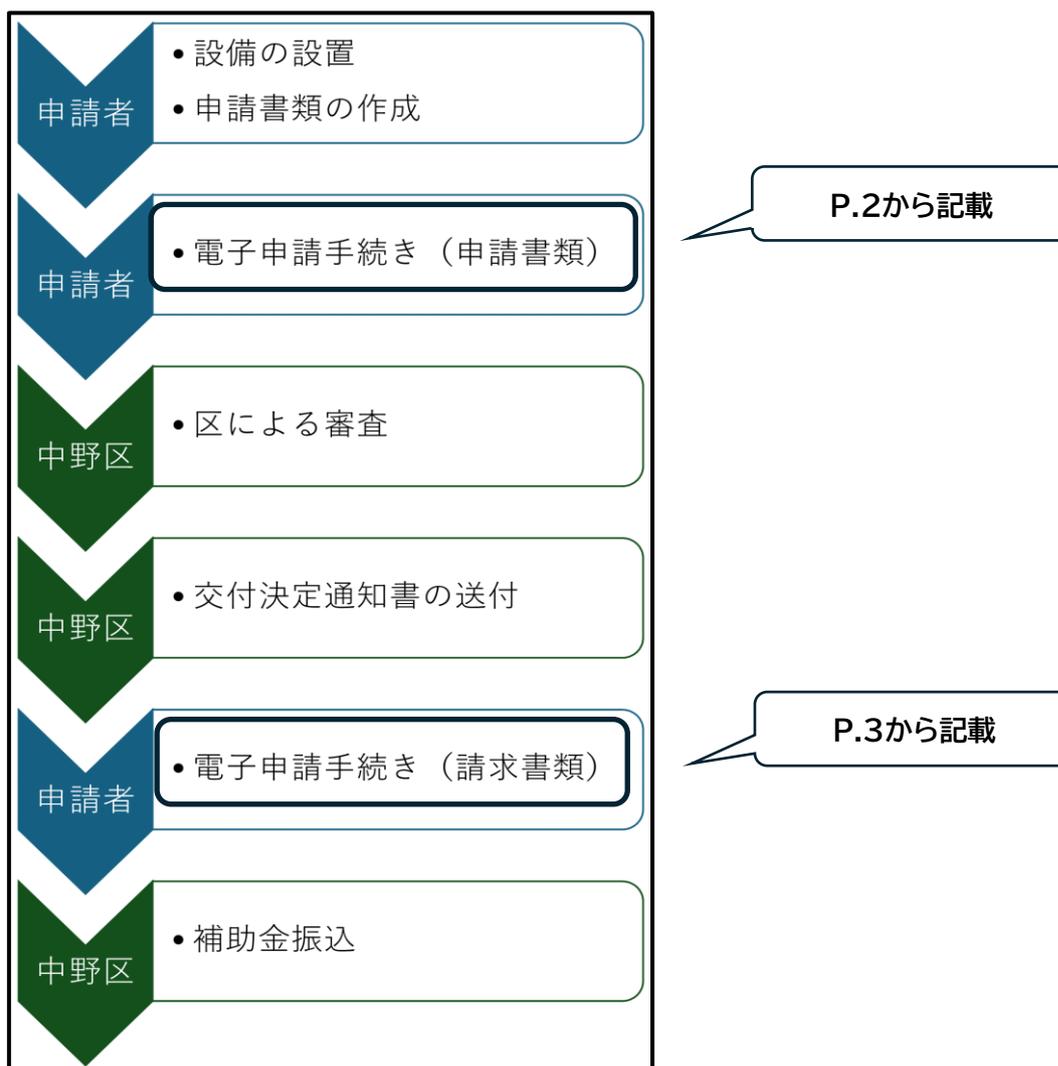


## 中野区省エネルギー設備等の設置補助金に係る 電子申請の手引き

中野区では、令和6年度より省エネルギー設備等の設置補助金について、電子申請による受付を開始しました。申請時と請求時の計2回の申請です。以下にご留意いただき申請手続きを進めてください。

### ○補助金手続きの流れ



## ○電子申請前の準備

中野区は、設置後(引渡後)の申請です。設備の設置、申請書類を作成後に電子申請手続きをしてください。申請様式や Q&A、チェックリストは区 HP(省エネ補助金ページ)にありますので、ご活用ください。

### 1. 電子申請(申請時)について

#### (1)申請フォームについて

電子申請(申請時)のフォームは、申請区分により2つに分けています。該当するフォームからご申請ください。

- ・申請区分が「区民」の方(親族、販売事業者が申請代行する場合もこちら)



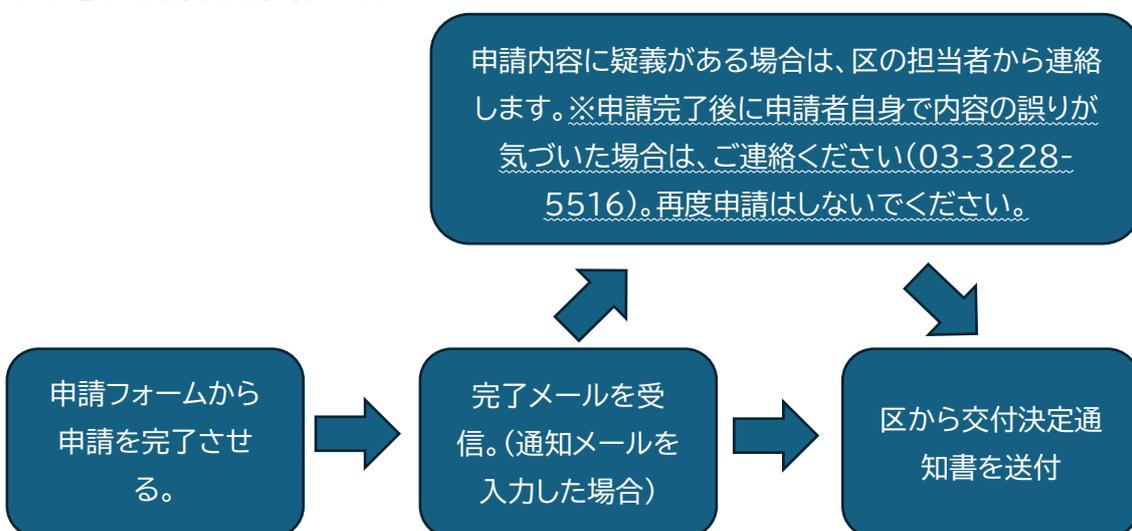
<https://logoform.jp/form/Trw5/538449>

- ・申請区分が「区民」の以外の方(管理組合等、地縁団体、事業者等)



<https://logoform.jp/form/Trw5/548155>

#### (2)電子申請(申請時)の流れ



## 2. 電子申請(請求時)について

※「交付決定通知書」が到着後、速やかにご申請ください。

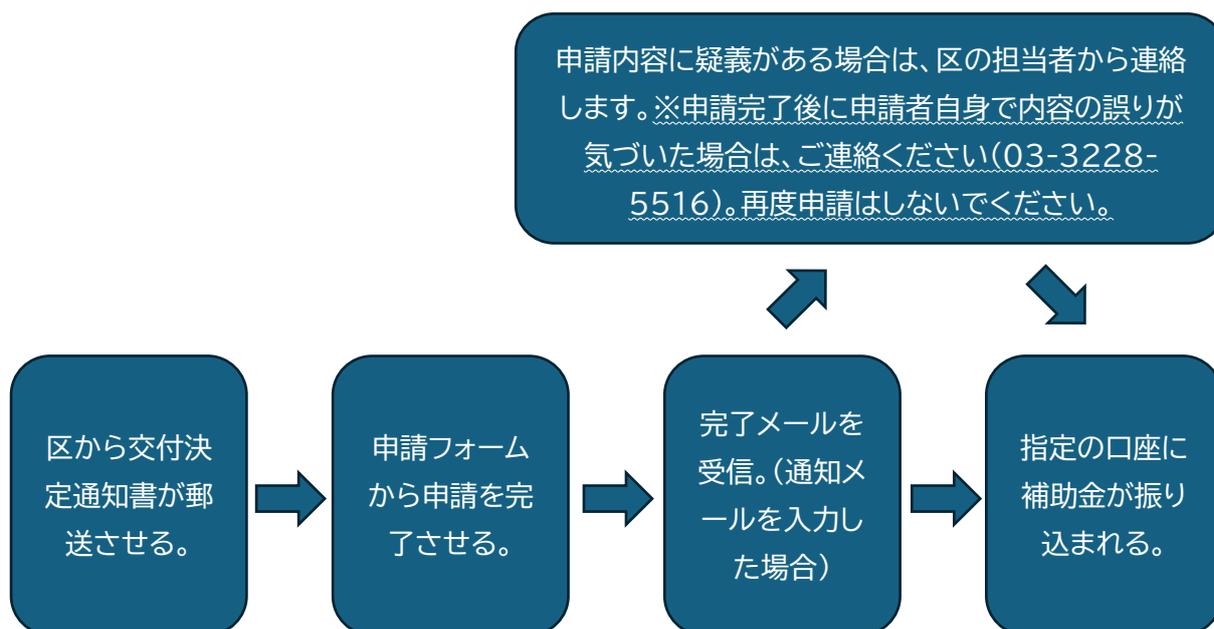
### (1) 申請(請求)フォーム

電子申請(請求)のフォームは1つです(申請区分毎に分かれておりません)。



<https://logoform.jp/form/Trw5/548525>

### (2) 電子申請(請求時)の流れ



### 3. 申請フォーム手順

(1) 該当する申請フォームに申請内容の入力、申請書類等の添付をする。

省エネルギー補助金 交付申請フォーム (申請区分: 区民)

**省エネルギー設備の設置費を補助します (令和6年度)**

申請フォーム (申請者区分: 区民)

※販売事業者が申請代行する場合もこちらから

ZERO CARBON CITY NAKANO

入力フォーム

1 入力 2 確認 3 完了

下記のフォームにご入力をお願いします。

Q1. 申請する設備を選択してください **必須**

太陽光発電システム

(2) 確認画面に進む

Q22. 申請書類提出時チェックリストを添付してください(PDF)

※添付用の項目が足りない場合は、残りのファイルを結合して添付してください

→ 確認画面へ進む

Powered by LoGoフォーム - © TRUSTBANK, Inc. 利用規約

※入力内容の一時保存について、同じブラウザでアクセスした場合は、続きから再開できます。ただし、アップロードファイルは一時保存されません。

**一時保存完了**

入力内容を一時保存しました。次回同じブラウザでアクセスした際に、続きから再開することができます。

アップロードファイルは一時保存できません。お手数ですが次回再度アップロードしてください。

**続きから再開**

前回、途中まで入力した内容があります。途中から再開しますか？

### (3)内容を確認し、送信する

Q22. 申請書類提出時チェックリストを添付してください(PDF)  
※添付用の項目が足りない場合は、残りのファイルを結合して添付してください

←1つ前の画面に戻る →送信

Powered by LoGoフォーム - © TRUSTBANK, Inc. 利用規約

### (4)送信完了画面に移動。申請手続は終了です。

入力フォーム

入力 確認 完了

送信完了

ご入力ありがとうございました。

< 受付番号 [REDACTED]

入力内容を印刷する

最初画面に戻る

Powered by LoGoフォーム - © TRUSTBANK, Inc. 利用規約

## 4. 申請の注意点について

(1)申請完了後に内容の誤りに気づいた場合は、ご連絡ください(03-3228-5516)。再度申請はしないでください。

※「3.申請内容の誤りがあった際の対応(P.4)」を参照ください。

(2)添付する書類は指定の拡張子で添付してください。申請(請求)書類は **PDFのみ**、本人確認書類(運転免許証など)は **PDFまたはJPG、JPEG**です。

(3)書類の添付について、設問毎に1つのファイルしか添付できません。複数のファイルを1つの設問に添付する場合は、データを結合してください。  
(その他資料と提出時チェックリストは設問を複数用意しております。用意した設問以上に資料を添付する場合は、PDF データを結合してください。)

(4)申請内容や申請書類に疑義、誤りがある場合は、ご連絡いたします。修正が必要な場合は申請をお受けできません。予算には限りがございます。誤りが無いように申請してください。

## 5.申請内容の誤りがあった際の対応方法

・申請者からの操作では、申請後の修正・取消しはできませんので、必ず申請内容や申請書類に誤りがないことを確認のうえ、ご提出ください。万一、申請内容に誤りがありましたら、ご連絡ください(03-3228-5516)。再度申請をしないでください。

## 6.その他

(1)本電子申請システムは、予告なくメンテナンスが行われる場合があります。ご了承ください。

## 7.問い合わせ先

中野区 環境部 環境課 環境・緑化推進係(中野区役所8階)  
〒164-8501 中野区中野4丁目11番19号  
電話 **03-3228-5516**  
メールアドレス [kankyo01@city.tokyo-nakano.lg.jp](mailto:kankyo01@city.tokyo-nakano.lg.jp)

